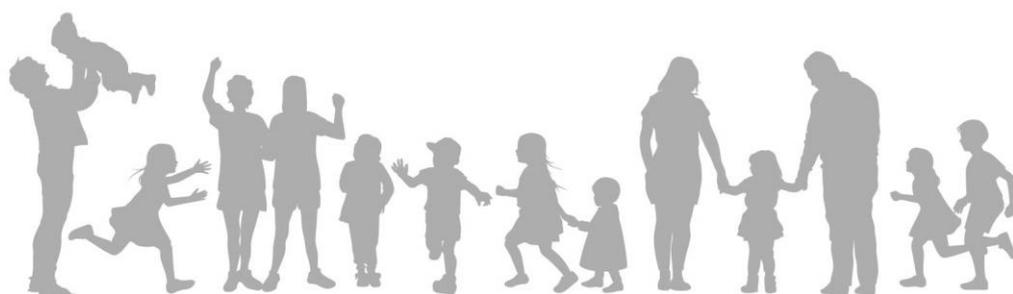


# 河合町教育大綱



令和4年（2022年）4月

## はじめに

本町は、令和3年に「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」を目指して「河合愛AI構想」を作成しました。河合町には、「財政の健全化・人口増の取り組み・魅力ある町づくり」の課題がありました。



取り組む重点課題を“教育のまちづくり” “子育て・子育て環境の充実”を念頭におき、また“ファシリティーマネジメント（公共施設再編）の推進”も併せてスタートしました。

現在、日本国内の学校現場では、いじめ・不登校・校内校外の暴力問題等が着起しています。河合町では、安心・安全に子育てできる就学前教育や学校教育を受けられる「環境整備」に努めてきました。

今回、平成29年4月に策定された教育大綱が、5年ぶりに改訂します。

新しく生まれ変わった教育大綱では、特に「心の教育」の推進に向けた、「実体験活動・経験」をキーワードに保育・教育活動を展開していきます。

“教育のまちづくり”の取り組みとして、小学校35人学級の実施・英語教育（イングリッシュプログラム）の推進・ICTの「学び」への活用等を進めています。

社会教育では、町民大学を開講し、自ら学び、多くの人と交流する機会を提供しています。学んだ知識や技能を生かし、積極的に社会活動に参加し、人と人、地域との絆を深める流れの構築に努めています。

“子育て・子育て環境の充実”に向けては、「かがやきの森こども園」で、「子育て世代のニーズに応じた保育の実施」「地域ぐるみでの子育てサポート」に取り組んでいます。また、放課後児童の安心・安全な居場所を確保するため、今後も受入体制を計画的に整えていきます。

上記の取組を含めて、河合町が目指すこれからの教育について「河合町総合教育会議」で論議し、教育政策の方向性や目標をより明確にすることができました。産前から義務教育を終えるまでの「1プラス15か年教育」と「人生100年時代を見据えた生涯学習」の充実・推進を図りこころのど真ん中に「河合愛AI」をもった、未来のまちの担い手を育成に努めて参ります。今まで以上に教育政策が推進できるものと確信しています。

全ての住民の皆様に関わっていただき、共に取り組みを進めていくことが何よりも重要であると認識しています。一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年4月

河合町長 清原和人

# 目 次

第1章	教育大綱の改定について	1
1.	改定の趣旨と位置付け	1
2.	対象とする期間	1
3.	改定にあたっての考え方と構成	1
第2章	河合町がめざすこれからの教育について	2
1.	これからの教育に求められるもの	2
2.	河合町がめざす教育	3
第3章	教育の取組方針	4
1.	学校教育の取組方針	4
①	学力の向上	4
②	豊かな心の育成	4
③	未来に向けたグローバル人材（資質・能力）の育成	4
④	特別支援教育の充実	5
⑤	児童生徒の安全対策の推進	5
⑥	就学前教育からの推進と充実	5
⑦	規範意識の醸成	6
⑧	健康および食育の推進	6
⑨	学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進	6
2.	社会教育の取組方針	7
①	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	7
②	文化・芸術の振興と充実術の振興と充実	7
③	生涯スポーツの推進	7
④	図書館事業の拡充	8
⑤	文化財の保存と活用	8
3.	計画の進行管理	9



# 第1章

## 教育大綱の改定について

### 1 改定の趣旨と位置付け

本町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する施策の大綱として、教育の基本的な理念と、教育・学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるため、平成29年4月に河合町教育大綱を策定しました。

また、同大綱は教育基本法第17条2項に基づき策定した本町の「第2期教育振興基本計画」の目標や施策の方針としても位置付けてきました。このたび、計画の対象とする期間が令和4年3月をもって満了することにもない、これまでの取組みの成果や課題を踏まえ、教育大綱を改定するものです。

### 2 対象とする期間

原則として、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

### 3 改定にあたっての考え方と構成

これまでの教育大綱で目指した将来像である、「未来を切り拓く子どもの育成」、「郷土に愛着と誇りをもち、社会に貢献できる人づくり」の実現に向けた基本理念である「生き抜く力を育む」ことを基本としつつ、誰もが健康に留意し、ウイルス感染症等の非常事態にも負けない、そして、いきいきと活躍できることを念頭におきながら、社会情勢の変化に対応する新たな視点および国・県の教育施策を勘案して改定を行います。この教育大綱は、本町がめざすこれからの教育の基本的な理念と取組方針を改めて定めるものであり、子どもをはじめとするすべての世代の住民が夢の実現を実感できる「河合愛 AI 構想」とともに、本町の教育行政を推進する柱として多様な施策を展開します。





## 第2章

# 河合町がめざすこれからの教育について

### 1 これからの教育に求められるもの

河合町の学校教育は、河合町のめざす子ども像「感謝する心を持つ子」「わくわくどきどき楽しく学ぶ子」「一生懸命全力を出し切る子」の達成に向けて、特色ある教育活動を展開しています。また、家庭や地域と連携し、豊かな心の育成、学力の向上、たくましい体づくりをめざし、故郷河合に誇りと愛着を持つことができる子どもの育成に努めてきました。

ただ、近年のグローバル化や情報化が急激に進展する社会においては、子どもたちには、これまでの河合町のめざす子ども像に加え、解決が困難な課題や答えがない課題に対し、主体的に取り組み、他者と協働しながら解決を図っていく力が必要であり、英語力も含めたコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力、チャレンジ精神等の資質や能力が求められています。さらに、それらの力を発揮する際には、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができる情報活用能力を身に付けていることも重要な要素となっています。

他方で、今日、児童虐待やヤングケアラーの支援の問題、子どもの貧困対策などが社会問題となる中、子どもの誰もが家庭の状況に左右されることなく、安心して学びに向かうことができる安全な環境を整備することが必要となっています。また、子どもだけでなく子育て世代の保護者を孤立させないためにも、地域の教育資源とあらゆる機関が連携し、家庭・学校・地域が総がかりで子育てを支えあうコミュニティを構築する必要性が高まっています。

今後は「地球上の誰一人取り残さない」とするSDGsの理念を町民と共有し、学校を地域コミュニティの核とした連携・協働体制を構築する中で、あらゆる機会に町民が協働する取組みを進め、町民の誰もが自分らしい生き方を実現できるよう、安心・安全が確保された中で生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりが重要です。さらに、幼児から高齢者まで性別や年齢を問わず、住民がスポーツ・文化・芸術の分野を幅広く主体的に学び続けるためには、義務教育を終えるまでに身に付けた知識や技能を基本としながらも、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルの獲得が可能となる取組が求められています。

このように、これからは地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を生み出すという視点が教育を進める上での重要なポイントとなっています。

## 2 河合町がめざす教育

本町においては、政策の最上位構想として「河合愛 AI 構想」をかかげ、構想の基本理念である「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」づくりの実現を目指しています。また、構想を進める上での重要施策として、「学び愛」を通じた教育のまちづくりを展開しています。「学び愛」とは、その根幹に自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在ととらえ尊重する心（気持ち、精神）をもちながら、自他の命の大切さを自覚する中で、地域社会における解決が困難な課題や答えがない課題に対して、

- ・主体的に向き合う
- ・多様な人々と協働する
- ・あきらめず、粘り強く取り組み続ける
- ・折り合いをつけて、納得解を見い出すことができる人づくりのための教育です。

次代を担う子どもたちをはじめ、すべての町民が生涯にわたって自らの夢に挑戦し社会で「生き抜く力」を育むためには、「学び方を学ぶ」だけではなく、学ぶきっかけや意欲の維持、段階的な目標が必要となります。

河合町の教育は、産前から義務教育を終えるまでの「1プラス15か年教育」と「人生100年時代を見据えた生涯学習」の充実を図るため、「学び愛」を通じて『教』え、幼児には「夢やあこがれ」を、児童生徒には「志と希望」を、大人には「やりがいや生きがい」を『育』むことで、学ぶきっかけと生涯にわたって学び続ける意欲を育むことができるものとなることを目指します。また、「河合愛 AI 検定」を設定することで常にチャレンジする意識を高めていきます。このような教育を進める中で、こころのど真ん中に「河合愛 AI」をもった、未来のまちの担い手を育成します。



タブレットを用いた授業風景



イングリッシュプログラム



## 第3章

# 教育の取組方針

### 1 学校教育の取組方針

これまでの取組みを継続しながら、児童生徒一人ひとりが、主体的に様々な課題に向き合い、他者と協働しながら、各取組の更なる質の向上をめざし、学校における日々の教育活動を活性化していきます。また、就学前の幼児教育との連携を強化するとともに、将来的な小中一貫を見据える中で、小学校6年間、中学校3年間の義務教育9年間を見通した教育課程の編成・充実に小・中学校が連携して取り組み、学校の授業や、家庭学習等の取組について、具体的、体系的、計画的に教育活動を推進します。

そして、学習指導要領改訂の背景にある新しい時代で生きていくための資質、能力を育成することや今日的な教育課題の克服のため、以下の方針に基づき取組みを進めます。

#### ① 学力の向上

- ・基礎的、基本的な知識、技能の定着を図ります。
- ・学んだことを日常生活、表現活動、問題解決等に活用できるようにします。
- ・友だちと協力して課題解決することでお互いを高め合うようにします。
- ・自分の課題に応じて、日常家庭でも学習する態度を育みます。
- ・読書活動の拡充を図ります。

#### ② 豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、人権教育や道徳教育等の推進を図ります。
- ・特に人権問題(外国人、子ども、女性、障がいのある人、性的マイノリティ、平和教育等)に関わる教育の推進を図り、それぞれかけがえない人間として多様性を認めることができる児童や生徒の育成に努めます。
- ・さまざまな教育活動の中で、何事にも意欲的・積極的に取り組む姿勢と、その中で生き生きと自分らしく自信を持って活躍でき、自己肯定感が高められる力を育みます。
- ・郷土愛の醸成に取り組み、地域に愛着と誇りを持って「生き抜く力」を育みます。
- ・青少年の健全育成に努め、ネットワークづくりの推進を図ります。

- ③ 未来に向けたグローバル人材（資質、能力）の育成
- ・ ICT 教育環境の整備を進め、それらの機器を活用した授業づくりを進めます。
  - ・ 発達段階に応じたプログラミング教育の実施を図ります。
  - ・ 小学校低学年からの英語教育の充実を図ります。
  - ・ 英語教育の推進（イングリッシュプログラム）を図り、4技能（聞く、話す、読む、書く）をバランスよく身につけられるようにします。
  - ・ 小中学校の英語教育担当教員の指導力向上を図ります。
  - ・ キャリア教育を推進します。
  - ・ 各種教育機関との連携強化を図り、多様な学びを提供できるように推進します。
- ④ 特別支援教育の充実
- ・ スムーズな就学、進学に向けての相談体制の確立を図ります。
  - ・ 個別の支援計画を活用した学校、保護者との連携体制づくりに努めます。
  - ・ 支援学級、通級指導教室で、より充実した学校生活を過ごせるようさまざまな支援を行います。
  - ・ 学校には、支援員を配置し、個別の支援にもあたります。
  - ・ コーディネーターを中心に、個に応じた支援の充実を図ります。
  - ・ 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を積極的に推進し、インクルーシブ教育の構築に努めます。
- ⑤ 児童生徒の安全対策の推進
- ・ 危機管理マニュアル、安全マップの点検をし、防災教育の推進を図ります。
  - ・ 地震防災訓練、不審者対応防犯訓練、安全・快適な通学路の確保、交通安全教室の実施をします。
  - ・ 児童生徒が安心して学べる安全管理体制の確立を図ります。
  - ・ 町ぐるみで児童生徒の安全確保に努めます。
- ⑥ 就学前教育からの推進と充実
- ・ 子育て支援、子育て世代の交流促進など、子育てしやすい環境の充実を図ります。また、子どもが持てる力を十分に発揮できるように、子

どもが自ら育つように支援していきます。

- ・子どもの安全・安心な環境づくり、放課後児童健全育成事業（学童保育）の活動内容や保育サービスの充実を図ります。
- ・認定こども園等の幼児教育から小学校への連携を密に図り、就学に向けた接続プログラムの充実を図ります。

#### ⑦ 規範意識の醸成

- ・あらゆる教育活動をとおして、児童生徒一人ひとりの命の大切さや善悪の判断等、人間形成を図ります。
- ・いじめ、虐待、不登校、ヤングケアラー、問題行動など児童生徒の課題に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、外部の人材を活用した相談や支援を充実させます。
- ・河合町「いじめ防止基本方針」により、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめの対処」等、すばやい対応を行うために、関係機関と情報を共有できる体制を構築します。
- ・スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化が進む中、インターネット上の有害情報との接触や SNS 等を通じて犯罪被害やトラブルに巻き込まれないように情報モラル教育に取り組みます。

#### ⑧ 健康および食育の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策を図ります。
- ・学校における体育活動を通じてスポーツをする楽しさの気付きなど、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。
- ・健康の保持増進や薬物乱用防止教室（小・中学校）等の実施をします。
- ・児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう各教科を通じた食育と学校給食を活用した実践的な指導を行います。
- ・学校給食の安全性を確保し、地産地消を推進します。

#### ⑨ 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進

- ・「学校評価」の結果を活用し、校長のリーダーシップのもと、学校運営体制の見直しを行うとともに、保護者や地域の協力を得ながら、さまざまな教育課題に適切に対応し学校運営体制の充実を図ります。
- ・学校・地域・保護者が一緒に学校運営に関する意見を反映させ、協働

しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を進めていきます。

- ・教員の資質向上のための研修機会の充実や授業研究等を実施します。
- ・働き方改革の関係法令や規則に基づき、教職員の勤務時間の適切な管理を行います。

## 2 社会教育の取組方針

町民一人ひとりが、自分にあった学習を選び、年齢に関係なく楽しく学びながら、いきいきとした毎日を送るきっかけをつかむ。また、多くの人々との対話と協調を通して、心豊かな人間性を培うことを目的とし、積極的に社会的活動ができるような学習の場の整備を図っていく必要があります。さらに生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から学校や地域の実態に応じて、地域文化施設などの活用、スポーツ関係団体及び芸術文化関係団体等の各種団体との連携を図り、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ・芸術文化活動のための環境整備を推進しなければいけません。町民が健康で心豊かに暮らせる町の実現に向け、生涯学習、文化 芸術、スポーツ、図書館の各分野が連携、協力しながら、以下の方針に基づき取組を進めます。

### ① 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

- ・町民大学を開講し、子育て支援の講座など社会的要請や学習ニーズに応じた講座・学習の機会の提供に努めるとともに、学習成果の発表や活用機会の充実を図ります。
- ・学校の教育活動の支援や登下校時の見守り活動を大字・自治会、PTA等のボランティアの協力を得て、子どもたちの安全、青少年の健全育成に努めます。
- ・大学・企業・その他社会教育機関などの関係機関と連携した人権学習、防犯教室、親子体験教室等、学習機会の提供を図り世代交流や次世代育成に繋がります。

### ② 文化・芸術の振興と充実

- ・施設や環境整備に努めるとともに、より効率的な施設運営を目指します
- ・文化・芸術活動の発表機会の充実や町民大学との連携を深めたイベン

トを実施します。

③ 生涯スポーツの推進

- ・生涯を通じてスポーツに親しみ、心と体の健康づくりを推進し、潤いと活力のある生活を実現するため、未就学期からシニア世代の方々まで体力や年齢、興味、目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできる生涯スポーツの普及に努めます。
- ・町スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携し、町民が楽しみながら参加できるスポーツ大会や各種教室を実施し、世代間交流と地域振興を図り、スポーツを通じて「ふるさと河合」意識の醸成と町の活性化を目指します。
- ・学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、学校や地域の実態に応じて地域のスポーツ団体及び芸術団体等との連携を図るとともに、部活動環境の充実の観点から地域人材による部活動指導者の積極的な活用を図り、学校と地域との持続可能な協働活動を推進します。
- ・町スポーツ施設や設備の適正な維持・管理に努め、安心して利用することができる環境を充実します。

④ 図書館事業の拡充

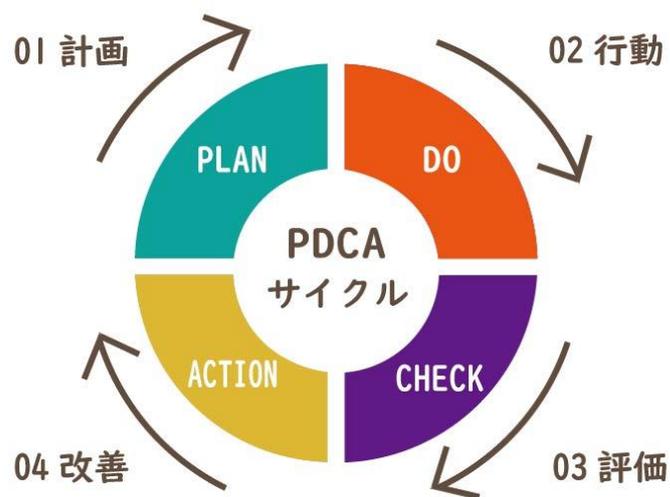
- ・町民が生涯をとおして読書を楽しめるよう各分野の図書を配置し、特に児童書、育児書等、子育て支援となる図書の充実を図り、快適に図書館を利用できるようさまざまな取組を推進します。
- ・生涯学習の拠点として、大人から子どもまで気軽に参加できる、魅力ある内容の催しを各種開催します。
- ・学校図書館との連携を図ります。

⑤ 文化財の保存と活用

- ・地域の文化財を生みだした郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため、価値ある文化財を適切に保存し、保存を前提とした活用を進め郷土愛を育みます。
- ・文化財保護意識醸成のための普及活動の充実に努めます。

### 3 計画の進行管理

- ・アクションプランを作成し、具体的な施策・事業を PDCA サイクルによって進行管理を行い、毎年度見直しを進めていきます。アクションプランについては、第2期河合町教育大綱に記載の事項についての到達目標や達成状況などを明示します。
- ・外部評価については、教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検と評価」と連動して進めます。





## 資料

### 関係法令条文（抜粋）

#### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成二十六年六月二十日改正）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図るものとする。

#### ●教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育振興基本計画）

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

